○法務省告示第三十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十九年一月十九日

法務大臣　金田　勝年

第二号イの表に次のように加える。

株式会社豊島製作所	埼玉県東松山市大字下野本千四百十四番地
沖縄ふそう自動車株式会社	沖縄県浦添市字港川四百九十五番地五

第二号ハの表に次のように加える。

株式会社中村工業	神奈川県相模原市南区相南四丁目三番三十二号
岸本工業株式会社	静岡県静岡市駿河区北丸子一丁目三十番六十号

○農林水産省告示第八十九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十二条第一項の規定に基づき、動物用生物学的製剤基準（平成十四年十月三日農林水産省告示第千五百六十七号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十九年一月十九日

農林水産大臣　山本　有二

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九十号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十三条の規定により読み替えて適用される同令第六十条第一項の規定に基づき、動物用生物学的製剤検定基準（平成十四年十月三日農林水産省告示第千五百六十八号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十九年一月十九日

農林水産大臣　山本　有二

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九十一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十三条の規定により読み替えて適用される同令第五十八条及び動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）第百五十四条第一項の規定に基づき、動物用医薬品の検定手数料並びに試験品及び出願者の保存用品として抜き取らせるべき数量（平成二十五年六月十八日農林水産省告示第二千九号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十九年一月十九日

農林水産大臣　山本　有二

表ワクチン（シードロット製剤）の部中

「ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎2価混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン（シード）	463,100	0			
鶏脳脊髄炎・鶏痘混合生ワクチン（シード）	516,400	104,100	7	2	2 」

を

「ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎2価混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン（シード）	463,100	0		2	2 」

に改める。

○農林水産省告示第九十二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十三条第一項の規定に基づき、昭和三十六年二月一日農林省告示第六十六号（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する医薬品を定める等の件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十九年一月十九日

農林水産大臣　山本　有二

(145)を(147)とし、(136)から(144)までを二ずつ繰り下げ、(135)を(136)とし、(136)の次に次のように加える。

(137)　ジステンパー診断用抗原・犬アデノウイルス感染症診断用抗原・犬パルボウイルス感染症診断用抗原複合キット

「(98)まで」を「(99)まで」に改め、(78)から(134)までを一ずつ繰り下げ、(77)の次に次のように加える。

(78)　鶏脳脊髄炎・鶏痘混合生ワクチン（シード）

○農林水産省告示第九十三号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項の規定に基づき公示する。

平成二十九年一月十九日

農林水産大臣　山本　有二

1　品種登録の番号　第25572号

2　品種登録の年月日　平成29年1月19日

3　登録品種の属する農林水産植物の種類

Ananas comosus (L.) Merr.

4　登録品種の名称　沖農（おきのう）P17

5　育成者権の存続期間　25年

6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所

沖縄県

沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

7　出願公表の年月日　平成27年7月27日

1　品種登録の番号　第25573号

2　品種登録の年月日　平成29年1月19日

3　登録品種の属する農林水産植物の種類

Boronia Sm.

4　登録品種の名称　サラマンダーN

5　育成者権の存続期間　30年

6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所

中村孝康

愛知県豊橋市老津町字波入江99番地

7　出願公表の年月日　平成28年2月26日

1　品種登録の番号　第25574号

2　品種登録の年月日　平成29年1月19日

3　登録品種の属する農林水産植物の種類

Chrysanthemum x morifolium Ramat.

4　登録品種の名称　ARMSTV

5　育成者権の存続期間　25年

6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所

株式会社ハクサン

愛知県日進市岩藤町三番割321－1

7　出願公表の年月日　平成26年10月7日